

カードローン「BESPA(ベスパ)」契約規定(当座貸越契約)

私は、株式会社オリエントコーポレーション(以下「保証会社」とい)の保証に基づき、株式会社福邦銀行(以下「銀行」とい)とのカードローン取引(以下「本取引」とい)において下記に定める各条項を契約内容とすることに同意し、債務を履行します。

第1条(契約の成立) 1. 本カードローン契約(以下「本契約」とい)は、私からの申込を銀行が審査のうえ、承諾したときに成立するものとします。 2. 本取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

第2条(取引方法) 1. 本取引は、本契約に基づき開設される口座を使用する当座貸越取引とし、当該口座は銀行本支店の内何れか1か所のみで口座開設されるものとします。 2. 銀行は、本取引に使用するためのカードローンカード(以下「ローンカード」とい)及びカードローン通帳(当座貸越取引明細帳)(以下「通帳」とい)又は、「ローンカード」及び「カードローン明細書」(以下「明細書」とい)を発行するものとします。ローンカード発行にあたっては銀行の定める手数料を支払います。 3. 私は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して現金自動支払機又は現金自動預入支払機等から出金する方法により本取引を行うことができるものとします。 4. ローンカード、現金自動支払機及び現金自動預入支払機の取扱いについては、別に定める「ローンカード規定」によります。 5. 本取引の返済用口座は、私が指定した私名義の預金口座(以下「指定口座」とい)とします。

第3条(取引期間) 1. 私が本取引を行うことができず期間(以下「カード取引期間」とい)又は、契約成立日から表記期間後の応当日の属する月の表記翌返済日(休日の場合はその翌営業日)又は契約成立日から表記期間後の応当日の属する月の月末の何れかとし、銀行が定めるものとします。但し、カード取引期間満了日までに銀行が別にカード取引期間を延長しない旨を通知しなかった場合には、カード取引期間は更に同期間延長されるものと、以降同様とします。 2. 第1項にかかわらず、私がカード取引期間満了日までに満了1歳に達した場合は、カード取引期間の延長を行わず、私は契約期限日まで貸越元金全額を返済するものとします。 3. カード取引期間満了日までに銀行が私にカード取引期間を延長しない旨を通知した場合は、次の通りとします。(1)私は、カード取引期間満了日の翌日以降、ローンカードを使用した当座貸越を利用できないものとします。(2)貸越元金利息は本契約の各条項に従い発生し、貸越元金金が返済された日に本契約は当然に解約されるものとします。(3)カード取引期間満了日に貸越元金がない場合は、カード取引期間満了日の翌日に本契約は当然に解約されるものとします。 4. カード取引期間満了日に過去3年間カードローン機能の利用なき場合、銀行は私の事前カードローン契約解約の旨の通知を行い、私から特段の申し出がない場合、カード取引期間満了日の翌日にカードローン契約を解約できるものとします。

第4条(貸越限度額) 1. 本取引の貸越限度額は、銀行及び保証会社の審査の上決定されるものとし、銀行が表記貸越極度欄に記入する貸越極度額に従います。 2. 銀行がやむを得ないものと認め、極度額を超えて私に当座貸越を行った場合も、本契約の各条項が適用されるものとし、私は、銀行から請求があったときには当該極度額を超過した金額を直ちに返済するものとします。

第5条(貸越限度額の増額、減額、及び貸越の中止) 1. 銀行は第4条にかかわらず、本契約の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、銀行は新しい極度額及び変更日を私に通知し又は同意を得るものとします。 2. 銀行が前項の通知を送達した日以降、当座貸越借入金残高が増額前の極度額を超えた場合は、前項の通知の有無にかかわらず、極度額の増額を承認したものとします。 3. 前2項の規定にかかわらず、本契約における期間満了前においても、金融情勢の変化、債権の保全その他相応の事由があるときには、極度額を減額し、又は貸越を中止されても私は異議を述べないものとします。

第6条(利息、損害金) 1. 貸越金の利息は、毎月銀行所定の日に表記所定の利率によって計算の上、貸越元金に組入れるものとします。利息の計算は、毎月の貸越最終残高の合計額×利率÷365日の算式により行うものとします。 2. 銀行は、金融情勢の変化その他相応の事由がある場合には、利率・損害年率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更内容の通知方法は銀行の店頭に掲示するものと、銀行所定の方法によるものとします。 3. 私が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、表記損害金率(年365日の日割計算)とします。

第7条(約返済) 1. 私は、毎月約返済日(休日の場合は翌営業日)に約返済日前日の当座貸越借入金残高に応じた下記約返済額を支払うものとします。

| 約返済日前日の貸越残高 | 約返済額 |
|----------------|-------------------------------|
| 1万円未満の場合 | 約返済日前日現在の貸越残高 |
| 1万円以上50万円以下の場合 | 1万円 |
| 50万円超の場合 | 貸越残高が50万円増すごとに1万円に1万円ずつ増額した金額 |

2. 私は、前項にかかわらず、返済日前日における当座貸越残高が前項に定める返済金額に満たない場合、返済日前日における当座貸越残高の金額を返済します。

第8条(約返済金等の自動引落し) 1. 前条による約返済は自動引落しによるものとします。私は、毎月返済日まで指定口座に返済金相当額以上の金額を預入れるものとし、銀行は返済日に私の普通預金通帳(総口座通帳を含む)及び約返済請求書にて自動引落しの上、返済にあてるものとします。 2. 銀行は、万一、私の前項の預入が遅延した場合には、当該預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

第9条(略返済) 1. 私は、第7条の規定にかかわらず、随時に任意の金額を返済することができるものとします。 2. 前項の略返済は前条の自動引落しによらず、別に定める場合を除き、私が直接銀行の店頭において申出するか現金自動預入支払機を使用する方法により行うものとします。

第10条(諸費用の支払) 私は、本取引に関して私が負担すべき費用が銀行所定の日に指定口座から自動引落されることに予め同意します。

第11条(即時支払) 1. 私は、私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知、催告等がなくても貸越元金全額の弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元金を一括返済します。第1項の場合、私は、銀行からの通知・催告なしに直ちに本契約を解約されるものと異議はないものとします。(1)第7条に定める返済を遅延し、次の返済日に至るも返済しなかったとき (2)支払の停止、破産、民事再生その他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき (3)債務の整理・調整に関する申立てがあったとき (4)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (5)私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押又は差押の命令・通知が送達されたとき (6)住所変更の届出を怠るなどにより、銀行において私が所在が不明となったとき (7)保証会社の保証の取扱いがあったとき 2. 私は、私について次の各号の事由の一つでも生じた場合、銀行から請求があれば次第貸越元金全額の弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元金を一括返済します。(1)私が銀行に対する債務の一部でも期限に達しなかったとき (2)私が銀行との取引約定の一つでも違反したとき (3)本契約に関し私が銀行に虚偽の資料提出または報告したとき (4)前各号のほか銀行または保証会社において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第12条(解約・貸越の中止) 1. 銀行は、私について前条各号若しくは、第20条第1項、第2項各号の事由があるとき若しくは、私の信用状態の變動を理由として保証会社から銀行に対して申し入れがあったとき、いつでも本契約に基づき(貸越を中止又は本契約を解約することができる)ものとします。また、私について、相続の開始があったときは、銀行はいつでも貸越を中止できるものとします。 2. 私は、いつでも本契約を解約できるものとします。この場合、私は銀行所定の書面により銀行に通知します。 3. 私は、前2項により本契約を解約した場合には、直ちに貸越元金を返済します。

第13条(銀行からの相続) 1. 銀行は、私が本契約に基づき銀行に負担する債務を返済しなればならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の履行期間にかかわらずいつでも相殺することができる。 2. 銀行は、前項の相殺ができる場合には、私に対して事前の通知を省略し、私に代って諸預け金の払込を受け、債務の弁済に充当することができます。 3. 前2項によつて相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算期間は、相殺実行の日までとし、その利率、利率は銀行の定めによるものとします。

第14条(申込者ほかの相殺) 1. 私は、弁済期における私の預金その他の債権と本契約による私の債務とを、対等額で相殺することができます。 2. 私は、前項により相殺する場合、書面で通知するものとし、当該書面に私が銀行に届出た印鑑を押し提出するものとします。 3. 前2項によつて相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算期間は相殺通知到達の日までとし、その利率、利率は銀行の定めによるものとします。

第15条(充当の指定) 1. 銀行から相殺をする場合に、私において本取引による債務のほか、銀行との取引上の他の債権があるときは、銀行は債権保全上の事由により、この債務との相殺に充当するかを指定することができる。私は、その指定に対して異議を述べないものとします。 2. 私から返済又は相殺をする場合に、私において本取引に他銀行との取引上の他の債権があるときは、私はどの債務の返済又は相殺に充当するかを指定することができます。尚、私がこの債務の返済又は相殺に充当するかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。私は、その指定に対して異議を述べないものとします。 3. 銀行は、前項の私の指定により、銀行の債権保全上支払が生じるおそれがあるときは、異議を述べ、前項に関らず、担保・保証の状況等を考慮して、この債務の返済又は相殺に充当するかを指定することができるものとします。 4. 銀行は、第1項の尚書又は前項によつて指定する私の債権について、その期限が到来したのとして、相殺することができるものとします。

第16条(危険負担、免責条項等) 1. 私は、私が銀行に差入れた証書等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済する。尚、私は、銀行から請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れるものとします。 2. 銀行は、本取引にかかわらず私の他の書類に使用された印影(又は暗証番号)をこの契約書に押印した印影又は返済用預金口座の届出印鑑(又は暗証番号)と相違のない場合は、銀行は債権保全上の事由により、この書類について、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について責任を負わないものとします。 3. 銀行の私に対する権利の行使、保全に要した費用は、私の負担として、

第17条(届出事項の変更等) 1. 私は、氏名、住所、印章、電話番号、職業、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行に届出します。尚、私が銀行が当該変更事項を保証会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。 2. 私は、前項の通知を怠り、銀行からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となつても、銀行が通常到達すべき時に到着したものとみなすことに異議のないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。

第18条(成年後見人等の届出) 1. 私又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同時に直ちに届出するものとします。 2. 私又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。

3. 私又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出するものとし、また、私又はその代理人は、前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に銀行に届出するものとします。 5. 私又はその代理人は、前各号の届出により、銀行から本取引を解約又は制限されるも異議のないものとします。

第19条(報告及び調査) 1. 私は、銀行から担保の状況並びに私の信用状況について、資料の提供又は報告を求められたときは、直ちにこれに協力するものとし、私は、担保の状況、私の信用状態について重大な変化を生じたとき若しくは生じるおそれがあるときは、直ちに銀行に報告するものとします。

第20条(反社会的勢力の排除) 1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等構成員又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」とい)に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約するものとします。(1)暴力団員等が経営を支配していることと認められる関係を有すること (2)暴力団員等が経営に実質的に関与している認められる関係を有すること (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていいると認められる関係を有すること (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2. 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。(1)暴力的な要求行為 (2)法的責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為 3. 私が、暴力団員等若しくは第1項各号の何れか該当し、又は前項各号の何れか該当する行為をし、若しくは第1項の規定に基づき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私の取引を継続することが不適切であると銀行が認めるときは、私は銀行から請求があり次第、銀行に対して一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。 4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合であっても私は、銀行に対して何らの請求もできないものとします。又、銀行に損害が生じたときには、私はその損害賠償責任を負うものとします。

第21条(契約の変更) 1. 銀行は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を設定し、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で事前に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。 2. 前項にかかわらず、銀行は、変動金利の特約がある場合においては、別紙に記載された変動金利の特約内容に基づいて表記利率を変更することができるものとします。

第22条(準拠法・合意管轄) 1. 本契約並びに本契約に基づく諸契約及び諸取引の契約準拠法は日本法とします。 2. 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴訟額のうち1人にかかわらず、銀行本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条(譲渡、買入の禁止) ローンカード及び通帳は譲渡、買入または貸与することはできません。

カードローン「BESPA(ベスパ)」保証委託約款

申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が株式会社福邦銀行(以下「銀行」とい)との表記カードローン契約(以下「カードローン契約」とい)により、銀行に対して負担する債務について連帯保証人となること、株式会社オリエントコーポレーション(以下「保証会社」とい)に委託します。又、カードローン契約の内容について変更があったときは、変更後の内容についても保証を委託します。

第1条(保証委託) 1. 申込者は、カードローン契約に基づき申込者が銀行に対して負担する債務の連帯保証を保証会社に委託します。 2. 前項の保証会社の連帯保証は、保証会社が連帯保証の承諾の旨を銀行に通知し、かつ、カードローン契約が成立した時にその効力が生じるものとします。 3. 第1項の保証会社の連帯保証は、銀行・保証会社間で別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。 4. 本保証委託契約(以下「本契約」とい)の有効期間はカードローン契約の取引期間と同一としますが、カードローン契約の取引期間が延長又は更新されたときは、本契約の有効期間も当然に延長又は更新されるものとします。

第2条(保証債務の履行) 1. 申込者は、申込者が銀行に対する債務の履行を遅滞したため、又は、銀行に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社から保証債務の履行を求められたときには、銀行が申込者に対して何ら通知、催告することなく、銀行に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。 2. 申込者は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利行使する場合には、申込者が銀行との間で締結した契約のほかにも本契約の各条項を適用されるも異議ありません。

第3条(求償権の事前行使) 1. 保証会社は、仮差押、仮処分等について、次の各号の事由の一つでも生じたときには、求償権を事前に行使できるものとします。(1)差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、納付処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続の申立てがあったとき、又は清算の手続きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。(2)自ら振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき。(3)担保物件が滅失したとき。(4)保証債務の一部でも履行が遅延したとき。(5)銀行又は保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。(6)第10条第1項に規定する暴力団員等若しくは同項各号に該当しないとき、若しくは同条第2項各号の何れか該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づき(表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき)。(7)保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込者の責に帰すべき事由によって、保証会社が申込者において申込者の所在が不明となったとき。 8. 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。 2. 申込者は、保証会社が前項より求償権を事前に行使する場合には、民法461条に基づき抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第4条(求償権の範囲) 申込者は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証会社の履行日の翌日から完了に至るまで、当該保証債務履行額に、対し、年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。

第5条(返済の充当順序) 申込者は、申込者の保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足らないときは、保証会社が法定と認められる順序、順序により充当されるも異議のないものとします。尚、申込者において、保証会社に対して本契約以外に債務があることも同様とします。

第6条(担保の提供) 申込者は、自己の資産並びに信用状態に着目し變動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。

第7条(住所の変更等) 1. 申込者は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、若しくは申込者が任意の後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。 2. 申込者は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となつても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議のないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。

第8条(調査及び通知) 1. 申込者は、その財産、収入、経営、負債、業績等について保証会社から情報提供を求められたときには、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力いたします。 2. 申込者は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査するも何ら異議ありません。

第9条(保証委託契約の解約等) 保証会社は、申込者と銀行との間のカードローン契約に定める取引期間満了前において、申込者が第3条第1項各号に定める事由に該当した場合その他保証会社が必要と認めた場合は、次の措置をとることができるものとし、申込者は何ら異議を述べないものとします。(1)銀行に対し貸越極度額の減額を申入れること。(2)銀行に対し貸越の中止を申入れること。(3)保証委託契約を解約すること。

第10条(反社会的勢力の排除) 1. 申込者は、申込者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等構成員又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」とい)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約するものとします。(1)暴力団員等が経営を支配していることと認められる関係を有すること (2)暴力団員等が経営に実質的に関与している認められる関係を有すること (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていいると認められる関係を有すること。 (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 2. 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。(1)暴力的な要求行為 (2)法的責任を超えた不当な要求行為。(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。(4)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為。(5)その他前各号に準ずる行為。 3. 申込者が、暴力団員等若しくは第1項各号に該当した場合、又は第2項各号の何れか該当する行為をし、若しくは第1項の規定に基づき(表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者は、申込者に損害が生じたときでも保証会社に何らの請求をしないものとします。

第11条(費用の負担) 申込者は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用、及び第2条又は第3条によって取得した権利の保全若しくは行使に要した費用を負担します。

第12条(管轄裁判所の合意) 申込者は、本契約において紛争が生じた場合、訴訟等のもいかににかかわらず申込者の住所地、銀行及び保証会社の本社・各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第13条(契約の変更) 保証会社は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を設定し、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。

<お問合せ窓口>
株式会社オリエントコーポレーション (http://www.orico.co.jp)

お客様相談室

〒100-8553 東京都千代田区麹町5丁目2番地1

TEL:03-5275-0211